冬のガーデニング講習会

コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179 (まちづくり推進課 企画調整グループ)

ご家庭で手軽に楽しくできる冬のガーデニング講習を行います。

日 時 12月2日(金) 13時30分~

会場 総合福祉センター大集会室

講師 梅原智哉氏(梅原商店)

内容 家庭で手軽に楽しめる多肉植物の寄せ植え講習

定 員 20人 ※先着順

参加費 1,500円

持ち物 シャベル、軍手

申し込み 電話でお申込みください

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当日はマスクの着用や密を避けるなどの対策を講じて実 施しますが、状況によっては中止する場合があります。ご了承ください。

親子料理教室の参加者募集

住民課 健康推進グループ ☎ 26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)

厚真町食生活改善推進協議会が主催する「親子DEクッキング」の参加者を募集します。

内容 クリスマスにちなんだ料理を作ります。 定員 各5組 献立は、当日のお楽しみです。

日 時 ①12月3日(土) 10時~12時 ②12月17日(土) 10時~12時

会場 総合ケアセンターゆくり 2階調理室

対象 小学4年生から6年生までのお子さんと その保護者

持ち物 エプロン、三角巾、上靴 ※お子さんには三角巾をプレゼントします

参加費 無料

申し込み 11月25日(金)まで

土地・家屋の現所有者の申告

住民課 税務グループ ☎ 26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)

名義人の死亡により現所有者となる方で、3カ月以内に名義変更しない場合は申告が必要です。

固定資産税は、賦課期日(各年の1月1日)時点で 登記簿または固定資産税課税台帳に登記または登録 されている方に納めていただくものです。

しかし、上記の方が賦課期日前に亡くなっている 等の理由により存在しない場合には、当該固定資産 を現に所有している方(現所有者といいます)に固定 資産税を納めていただきます。

登記名義人等が亡くなり、町内の土地・家屋の現 所有者となる方で、下記の申告期限までに不動産登 記上の名義変更手続き(相続登記)などをしない場合 は、住民課税務グループに現所有者の住所、氏名な どの申告が必要です。

申告期限

ご自身が現所有者であることを知った日の翌日から 3カ月を経過した日

町公式LINEをリニューアル

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179 住民課 税務グループ ☎ 26-7871

町公式LINEに便利な機能が追加されました。

受信設定で必要な情報が届きます

アンケート形式の受信設定を行うと、興 味・関心のある情報だけを受け取ること ができます。

※受信設定が完了しないと、メッセージ を受信できなくなります。

各種税証明の請求ができます

各種税証明書の郵送請求ができます。 手数料の支払いもオンラインで完結します。 ※申請にはマイナンバーカードが必要です。 詳しくは町ホームページをご覧ください。



高額療養費支給の手続き簡素化

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)

国民健康保険被保険者の高額療養費支給のための申請手続きが初回の申請で簡素化されます。

変更点

国民健康保険被保険者の高額療養費が、今年8月診 療分から希望によって初回の申請手続きを行うこと で翌月以降の申請が不要になります。

これまで、該当する月ごとに提出していただいた申 請書は不要になり、高額療養費の支給がある場合、 指定口座へ自動的に振り込まれます。

申請方法

高額療養費の支給対象世帯に「国民健康保険高額療 養費支給申請書(兼同意書)|を郵送します。初回 のみ申請が必要なため、申請書を持参のうえ町民生 活グループまたは上厚真支所の窓口で申請してくだ

※今年7月診療分までは、これまでどおり申請書の 提出が必要です。

自動振り込みの停止について

次のいずれかに該当する場合は、自動振り込みが停 止される場合があります。

- ・世帯主が変更になったとき
- ・指定した□座に入金ができなかったとき
- ・国民健康保険料に滞納があるとき
- ・申請の内容に偽りや不正があったとき

※交通事故など、第三者の行為によって負傷した場 合や通勤途中または仕事中に負傷した場合、医療 費の窓口負担額に未払いがある場合は、町民生活 グループへお問い合わせください。

年末のパスポート発行

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)

パスポートの年内受け取りは早めの申請を。

パスポート(旅券)の年内受け取りを希望する方は、 次の期日までに申請手続きを済ませるようお願いし ます。

申請書に不備がある場合などは、年内に旅券の受 け取りができないこともあります。年末年始に旅行 を計画される方は、早めの申請をお願いします。

年内の受け取り

12月29日(木)まで ※12月30日(金)から1月4日(水)までは閉庁です。

年内受け取りの申請期日

12月15日(木)16時30分まで ※年末年始は窓口の混雑が予想されます。 余裕を持ってお越しください。

安平・厚真行政事務組合からのお知らせ

安平・厚真行政事務組合 ☎ 22-3151 住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)

12月から3月はせん定枝の回収は有料です。

○ 12月から3月は、せん定枝の回収は有料です

11月末日でせん定枝の無料回収が終了します。12 月から3月までは有料となり、期間中はもやせるご み用の有料指定袋(ピンク色)を枝に直接巻き付けて、 火曜日にごみステーション横に出してください。 ※じん芥処理場に自己搬入する場合も、もやせるご みとして有料となります。

◎ 年末年始の休業

年末年始は以下のとおり、ごみ収集とじん芥処 理場は休業となります。

> 12月30日(金)~1月3日(火) ※1月4日(水)から通常どおり

5 **広報あつま** 令和4年11月号